

資料1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「事業者」とは、本事業を実施する民間事業者をいう。ただし、本事業の各業務に関する要求水準を説明する箇所においては、該当する業務を担当する民間事業者をいう。
2. 「事業予定地」とは、多摩中央公園の区域全体をいう。
3. 「事業対象区域」とは、事業予定地のうち、本事業の対象とする区域をいう。
4. 「改修整備区域」とは、事業対象区域のうち、特定公園施設等の実施設計及び改修整備業務の対象とする区域をいう。
5. 「管理運営区域」とは、事業対象区域のうち、特定公園施設の管理運営業務の対象とする区域をいう。
6. 「公園利用者」とは、本公園及び公園内の施設（パルテノン多摩、中央図書館、G.L.C、旧富澤家）を利用する市民及び市外の利用者をいう。
7. 「パルテノン多摩」とは、本公園内に位置する多摩市立複合文化施設をいう。
8. 「中央図書館」とは、現在の多摩市立図書館本館を移転する、本公園内に整備予定の多摩市立中央図書館をいう。
9. 「レンガ坂」とは、本公園西側に隣接する自転車歩行者専用道をいう。
10. 「南側ロータリー」とは、本公園南側に位置する西落通り（市道 5-131 号線）のうち、本公園の入り口に接しているロータリー交差点をいう。
11. 「パークセンター」とは、本公園の総合案内・受付等を目的として事業者が運営を行う、公園管理事務所をいう。
12. 「参加型公園管理運営」とは、多摩中央公園改修基本方針及び多摩中央公園改修基本設計に示される、本公園の管理運営に係る市民協働活動をいう。
13. 「法令」とは、法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
14. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
15. 「実施設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
16. 「施工計画書」とは、事業者が作成する特定公園施設等の改修工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
17. 「完成図書」とは、事業者が作成する特定公園施設等の竣工に係る一切の書類をいう。
18. 「修繕」とは、公園施設・公園設備等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

19. 「保守」とは、公園施設・公園設備等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
20. 「点検」とは、公園施設・公園設備等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調査することをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応措置を判断することを含む。